

指定難病に係る臨床調査個人票の改正について

資料5

「指定難病に係る臨床調査個人票について」の改正について（令和8年2月27日付厚生難発0227第1号厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知）により臨床調査個人票を改正し、令和8年4月1日から適用する。

No.	告示番号	指定難病名	主な改正箇所
1	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	診断基準に関する事項中、医薬品副作用被害救済制度の項目を変更
2	39	中毒性表皮壊死症	診断基準に関する事項中、医薬品副作用被害救済制度の項目を変更
3	116	アトピー性脊髄炎	診断基準に関する事項中、A.絶対基準に「（4）脊髄MRIで3椎体異常の長大病変を認めない」、C.相対基準に「抗 plexin D1 抗体が陽性」を追記

※改正後の臨床調査個人票のデータは厚生労働省及び難病情報センターのホームページに後日掲載予定